

第27回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年7月9日(木) 16:30～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について
- (4) その他

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

【資料2】 国内における最近の新規感染者発生状況について

【資料3】 新型コロナウイルス感染症対策について

【資料4】 福島県新型コロナウイルス感染症患者等病床確保計画の策定について

【資料5】 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策(7月9日改定版)

【資料6】 県有施設における大規模イベント等の取扱について

第27回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

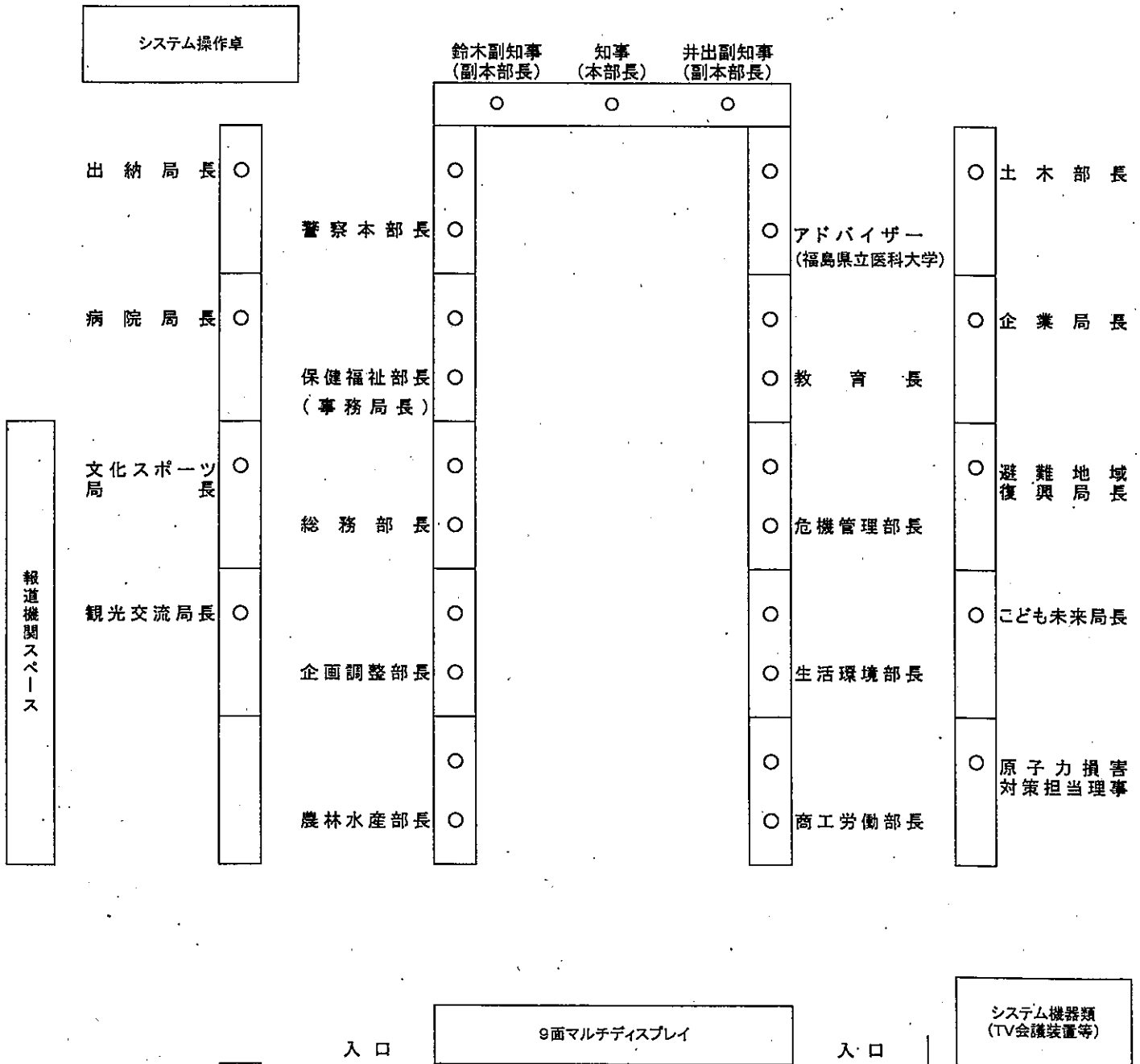
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼)医療対策班長	金成由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷光彦	

第27回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和2年7月9日 12時現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	82人
(性別)	
男性	52人
女性	30人
(年代別)	
10歳未満	2人
10代	4人
20代	10人
30代	12人
40代	9人
50代	24人
60代	12人
70代	6人
80代	2人
90代	1人

○入退院の状況

入院者数	0人
宿泊療養施設入所者数	0人
退院・退所者数	82人

【病床等の確保状況】

確保病床数	229床
(病床利用率)	0.0%
宿泊療養確保室数	100室

【検査の状況】

1/26～7/8累計	7,477件
※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く	

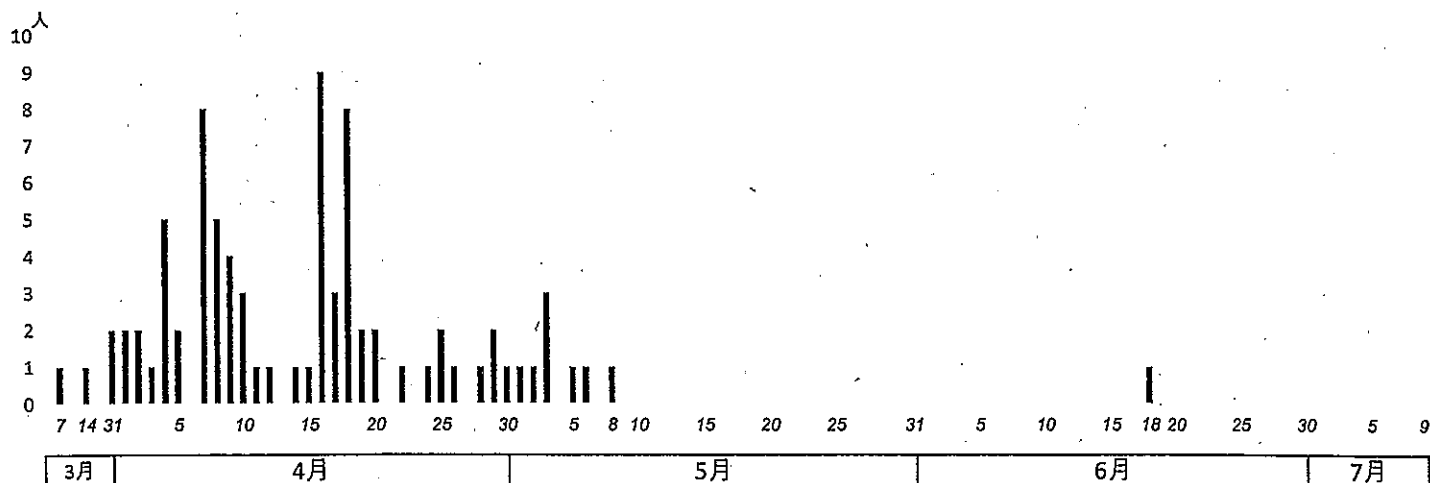
(参考)

国内の陽性者数	19,667人
---------	---------

※令和2年7月8日0時時点(厚生労働省情報)

※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く

【陽性者数の推移】



【相談対応の状況】（7月8日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

（参考）保健所の対応件数

1/29~2/29	568
3/1~3/31	814
4/1~4/30	5,057
5/1~5/31	1,909
6/1~6/30	600
7/1~7/8	147
計	9,095

（単位：件）

1/29~2/29	1,749
3/1~3/31	2,953
4/1~4/30	11,959
5/1~5/31	2,968
6/1~6/30	1,325
7/1~7/8	371
計	21,325

（単位：件）

○帰国者・接触者相談センター（県内9か所）相談件数

1/29~2/29	343
3/1~3/31	1,712
4/1~4/30	10,987
5/1~5/31	6,949
6/1~6/30	5,083
7/1~7/8	958
計	26,032

（単位：件）

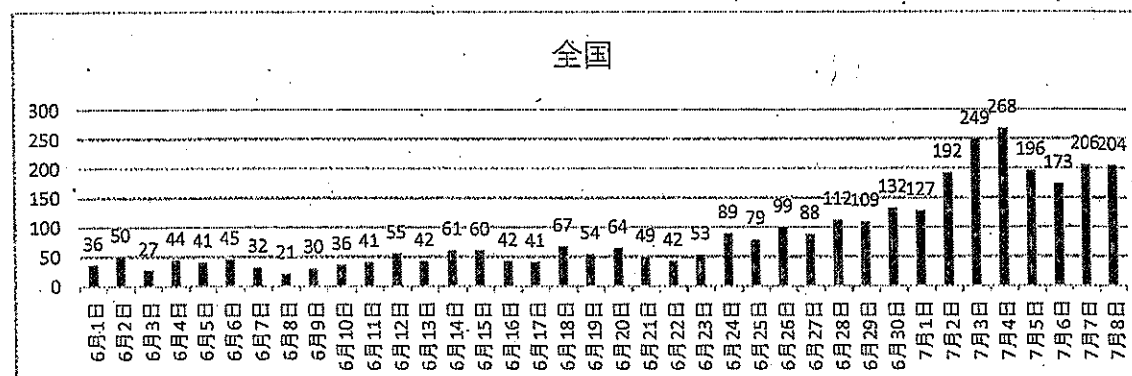
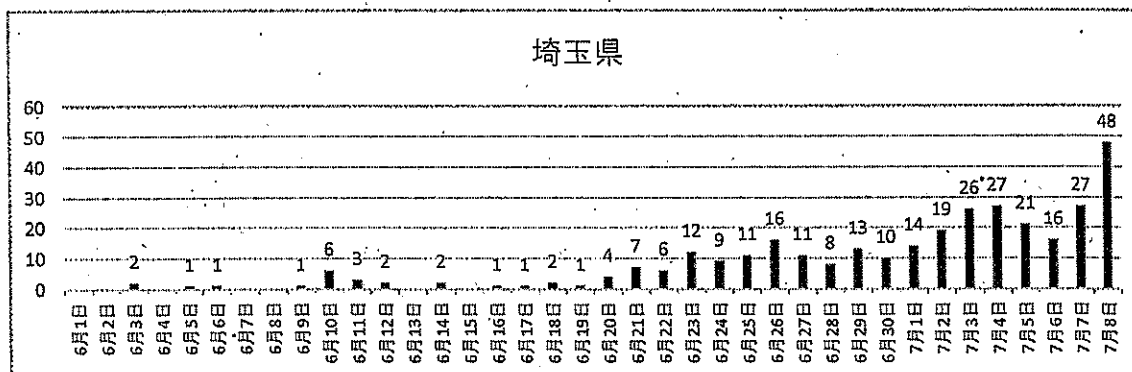
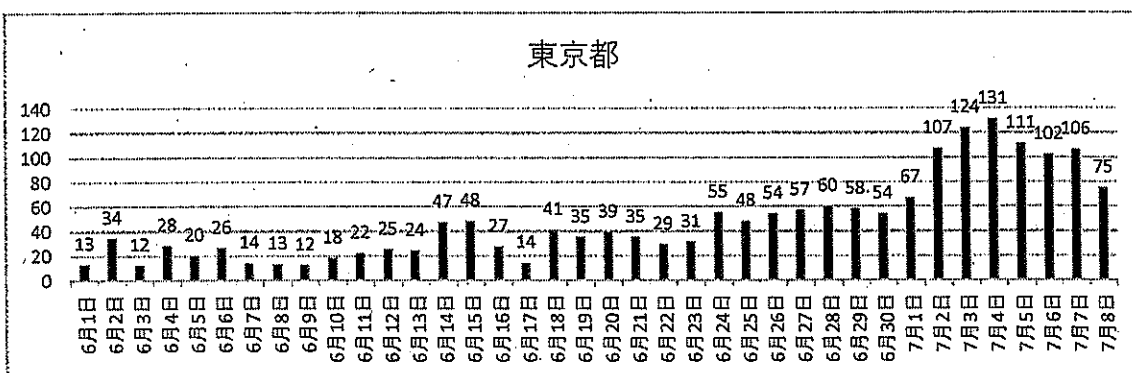
R2.7.9

国内における最近の新規感染者発生状況について

都道府県別新規感染者数（上位5都道府県）

（単位：人）

順位	都道府県名	7/2~7/8の 新規感染者数 (直近1週間)	左記10万人当たり 新規感染者数	(参考) 6/1~前日までの 新規感染者数
1	東京都	756	5.59	1,816
2	埼玉県	184	2.53	328
3	神奈川県	118	1.29	259
4	鹿児島県	110	6.67	111
5	大阪府	72	0.81	132
	上記以外	248		710
	合計	1,488		3,356



新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況（継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要）

※ 太枠：前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及び新型コロナウイルス関連情報を掲載	総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	4/22～	・都道府県をまたぐ移動の自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に「不要不急の外出は自粛ください」を表示。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる医療関係物資や食料品等の物流を支える長距離ドライバー等へ「物流を支える皆様ありがとうございます」の感謝のメッセージを交互に表示 ・道路情報板表示内容・期間 「外出時は感染防止策の徹底を」 (6/1～当面の間)	土木部
7	4/28～	・県境を跨ぐ県管理道路25箇所に移動自粛等を呼びかける看板を設置 ・道路看板表示内容・期間 「感染拡大防止 外出時は感染防止対策を徹底しましょう」 (6/1～当面の間)	土木部
8	6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
9	6/11	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック（第5版）を作成し、各市町村へ送付	対策本部
10	6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、 総務部

(2) サーベイランス・情報収集

11		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、 保健福祉部
----	--	-------------------------------	----------------

※ 相談体制については、(4)の1) 相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3) 検査体制に記載

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

①全般的な取組		
12	・緊急事態措置に基づき、休業要請等に協力いただいた事業者に対して協力金を交付。併せて、5月7日以降も休業等に協力し、「新しい生活様式」に対応する取組を実施した事業者に対して支援金を交付	商工労働部

13	6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、 危機管理部
14	6/17～	・休業要請の対象とならない事業者についても一定要件のもと、「新しい生活様式」に対応するための取組を支援する給付金の受付を開始。	商工労働部
15	6/18	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
16	6/18	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、 危機管理部
17	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付（令和2年7月8日現在）		対策本部、保 健福祉部、こ ども未来局
	i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況 ・マスク 累計 2,128,700枚 ・フェイスシールド 累計 158,000枚 ・医療用ガウン 累計 515,000枚 ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 ・保護施設 (マスク) 累計 18,500枚 (消毒液) 累計 129リットル ・高齢者施設等 (マスク) 累計 949,570枚 (消毒液) 累計 4,755リットル ・障がい者支援施設 (マスク) 累計 265,850枚 (消毒液) 累計 3,455リットル ・こども園・保育所等 (マスク) 累計 23,500枚 (消毒液) 累計 1,736リットル ・児童養護施設等 (マスク) 累計 164,860枚 (消毒液) 累計 1,742リットル		

(4) 医療等

1) 相談体制

18	2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、 保健福祉部
19	3/27	・コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを開始	対策本部、 保健福祉部
20		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応）	対策本部、 保健福祉部
21	5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル（コールセンター） 10回線（従来5回線） ※土日祝は7回線（従来5回線） ・帰国者・接触者相談センター 10回線（従来5回線） ※21:00～8:30は4回線（従来3回線）	対策本部、 保健福祉部

2) 外来医療提供体制

22	6/8	・県から伊達市に委託する形で運営する「伊達地方発熱外来」を開設	対策本部
23	6/29	・5/22から開設していた西白河地方発熱外来を、県からの委託事業として運営開始	対策本部
24	7/6	・県から医療法人誠励会に委託する形で運営する「石川地方発熱外来センター」をひらた中央病院に開設	対策本部

25	7/8～	・ 県内の帰国者・接触者外来等（地域外来・検査センター1含む）の設置数を42に拡充 ※地域外来・検査センター：検査センターの機能を有した地域外来	対策本部
----	------	---	------

3) 検査体制

26	6/26～	県内の検査体制について、一日あたりの検査可能数を570検体に拡充	対策本部、 保健福祉部
----	-------	----------------------------------	----------------

4) 病床等確保と入院患者受入体制

27	4/1～	・ 県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、 保健福祉部
28	4/7～	・ 対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、 保健福祉部
29	5/1	・ 入院可能な病床として、一般病床を2床追加し、計229床（感染症32、結核53、ICU等15、一般129）を確保	対策本部、 保健福祉部
30	5/15～	・ 入院協力医療機関の対応状況について、現地訪問を開始	対策本部、 保健福祉部
31	5/18	・ 軽症者等宿泊療養施設として、「ホテル東横INNいわき駅前（100室）」を選定し、運用を開始	対策本部、 観光交流局
32	5/26	・ 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
33	6/26	・ 軽症者等宿泊療養施設として選定、運用していた「アパホテル福島駅前（200室）」の入所者受け入れを停止 ※契約は7/21に終了	対策本部、 観光交流局

5) 患者受入・移送体制

34	6/11	・ 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、 保健福祉部
----	------	--	----------------

6) 医療人材の確保

35	5/26	・ [再掲] 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
----	------	---	----------------

7) 診療情報の共有

36	4/30	・ 「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、 保健福祉部
37	5/14	・ 「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有（特例包括対応）の運用を開始	対策本部、 保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等			
38	3/5	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
39		・ 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施	商工労働部
40	6/12	・ 雇用調整助成金の更なる拡大措置（1日当たりの上限額15,000円、解雇等を行わない中小企業への助成率10/10等）を周知	商工労働部

41.	6/15～	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に引き上げ。	商工労働部
42	7/7	・ 7月10日から受付開始予定の厚生労働省事業「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」についてHPで周知	商工労働部
②世帯への貸付制度等			
43	3/25	・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
44	4/20～	・ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
45	1/29	・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。（県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。）	商工労働部
46	常設	・ 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
47	3/3	・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
48	2/14～	・ 福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
49	常設	・ 東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
50	4/21	・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
51	4/21	・ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

52	常設	・ 児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
53	4/17～	・ 陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部

2) 緊急事態宣言後の取組み

54	6/18	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
----	------	-------------------------------	----------------

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

55	6/18	・ [再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部、 危機管理部
----	------	-------------------------------	----------------

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 雇用のセーフティネット対策のため、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方や離職された方を対象に、県の会計年度任用職員として30人雇用することを発表(5/28)

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」(都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み)に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告
- 第15回JLPGA全日本小学生ゴルフトーナメント in ふくしま決勝大会(10/31~11/1)の中止
- Jヴィレッジを活用した健康増進事業を実施(6/13~)
 - ・ 外出自粛による県民の運動不足とストレス解消
 - ・ 広大なJヴィレッジの天然芝を活用した「3密」回避、アルコール消毒など、新しい生活様式に対応した健康増進の取組

◆ 生活環境部

- 4月22日より休止していた来所による消費生活相談を、アクリル板、消毒液、マスクの設置などの環境整備を行った上で、6月15日から再開

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託
- 高齢者施設等において、面会制限下の対応事例の提供及び感染防止対策の更なる徹底を図るため、施設等及び市町村へ部長通知を発出(7/1)

◆ こども未来局

- 子ども食堂運営団体にフェイスシールド200枚を配布(6/16)
- 認可外保育施設39施設に感染拡大防止のための備品等購入への補助を交付決定。(6/26)

◆ 観光交流局

- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の「旅館・ホテル等宿泊施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(第3版)」の作成に協力(6/19)

- 県内の酒蔵が製造した消毒用アルコールの活用と併せて、県内旅館・ホテル等宿泊施設を対象とした感染症対応オンライン研修を実施（6/25）

◆ 農林水産部

- インバウンドの減少や外食需要の激減に伴い、高価格帯の農畜産物の価格が大きく下落していることから、オンラインストアを活用した生産者応援キャンペーンを実施（5/15～）

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（5/22～）

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年4月～9月分に係る空港使用料の支払い期限を6ヶ月間猶予（4/24）
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額

◆ 出納局

- 物品購入（修繕）競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした（4/6～）

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3ヶ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施（3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（4/17～）

(2) その他

- 実習生（看護実習、その他）の受け入れの延期（4/9～）
- 例年6月に実施している福島県病院局職員採用試験（看護師、理学療法士、放射線技師、臨床検査技師）を延期→7月4日に実施

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底について、代表者会議で決定
 - ・実施期間：4月16日から当面の間

- 議会図書室について、一般県民の利用を4月24日から7月8日まで休止。マスク着用、手指消毒を実施した上で7月9日から利用再開（発熱・咳等の症状ある方の利用は引き続き自粛）。

◆ 人事委員会事務局

- 5月10日実施予定の福島県警察官（A）採用候補者試験の延期（4/20）→6/21実施

◆ 県警察

(1) 県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

(2) 勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ 監査委員事務局

- 4月から6月の職員調査を延期していたが、「三つの密」を回避するなど新型コロナウイルスの感染拡大防止の取組を講じながら、6月16日から段階的に職員調査を実施

◆ 総務部、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施

参考

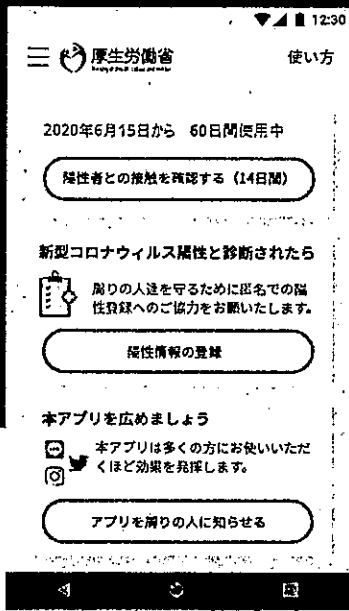
自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application

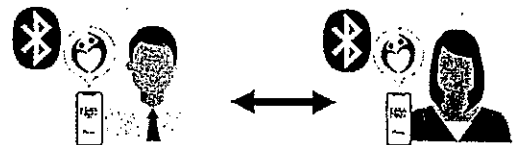


*画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る
ことができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

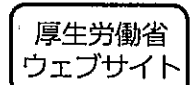
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ & A

問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にもみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

問4 個人情報が収集されることはないですか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にもみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはないです。記録することはありません。

問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

福島県新型コロナウイルス感染症患者等病床確保計画の策定について

令和2年7月9日
 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 策定の経緯及び目的

令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」において、新型コロナウイルス感染症患者と他の疾患の患者に対する医療の両立を図るための「新たな医療提供体制の再構築」の方向性や、これまでの日本国内での発生動向や社会への協力要請の効果を踏まえた新たな「流行シナリオ」が示されたため、本県における医療提供体制再構築の一環として病床確保計画を策定する。

なお、7月下旬を目途に、計画を踏まえた医療提供体制を再構築する。

2 策定事項

(1) 新たな流行シナリオに基づく福島県の患者推計及び必要病床数
 次の3つのポイントの選択により推計を行う。

【ポイント】

① 患者パターンの選択

- ・生産年齢人口群モデル（大都市想定）
- ・高齢者群モデル（地方想定）

→ 高齢者群モデルを選択。

② 社会への協力要請前の実効再生産数の選択

- ・1.4
- ・1.7（東京の3月流行期）
- ・2.0（感染対策が緩んだ場合）

→ 1.7を選択。

理由：国の標準モデル。
 本県では新しい生活様式など感染対策を展開中。

③ 社会への協力要請のタイミングの選択

- ・基準日から1日後～14日後
 ※基準日＝10万人当たりの週平均新規患者発生数が2.5人となった日（福島県は48人/週）
 ※モデル標準は3日後だが、人口規模に応じその前後の選択可能。

→ 「2日後」を選択。

理由：人口規模が180万人と一定の規模があり患者増加の予兆を把握しやすいため、1日早く設定。

福島県推計患者数・必要病床数

	患者推計数	必要病床・室数
新規感染患者の1日の発生数	最大 38人	—
最大入院患者数	最大343人	350床
うち重症患者数	最大 50人	50床
最大宿泊療養者数	最大159人	160室
最大全療養者数	最大500人	510床・室

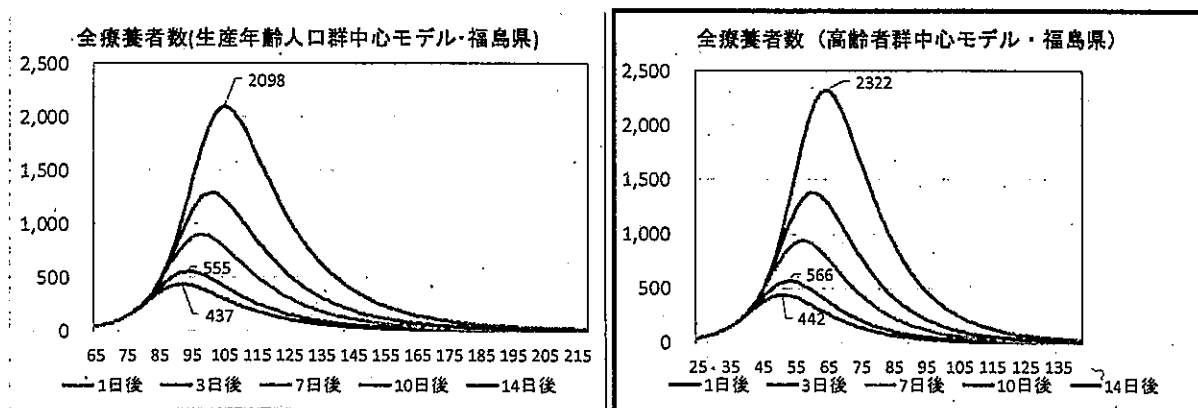
※推計の最大入院患者数と最大宿泊療養者数のピーク日にずれがあるため、その合計は最大全療養者数と一致しない。

(2) フェーズの設定 (国では標準的に4つフェーズを想定)

設定 フェーズ	フェーズの時期			即応(計画) 病床数	宿泊療養 (計画)室数	次のフェーズへの 移行準備タイミング
	入院患者数 (目安)	宿泊療養者数 (目安)	全療養者数 (目安)			
フェーズ1	0～30	0～22	0～52	130	100	全療養者数が20人に達した時
フェーズ2	31～78	23～50	53～128	200	100	全療養者数が45人に達した時
フェーズ3	79～166	51～94	129～260	280	100	全療養者数が110人に達した時
フェーズ4	167～343	95～159	261～500	350	160	—

※計画上のフェーズの判断は、推計上の入院患者数で判断する。

〈参考〉「患者パターン」及び「協力要請タイミング」別の療養者数試算(右:高齢者群)



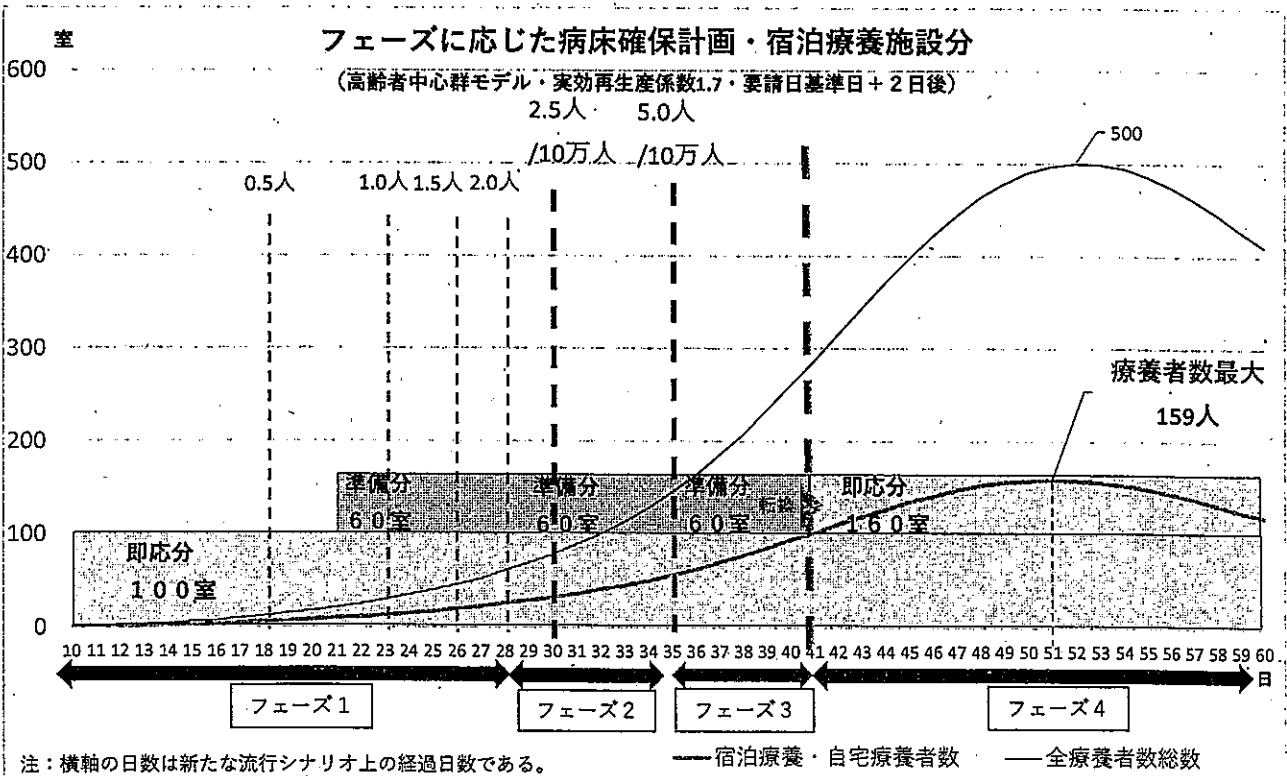
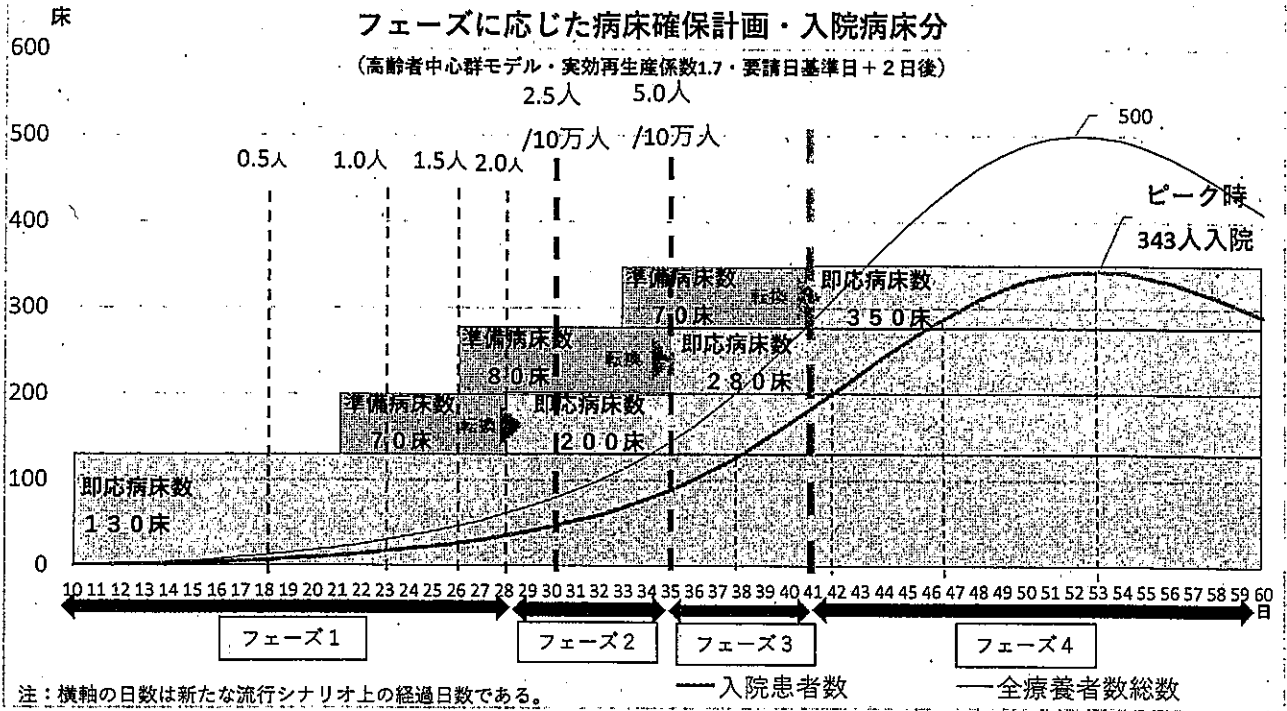
(3) 重点医療機関及び協力医療機関の指定方針

「重点医療機関」は、病棟単位で陽性患者専用の病床を確保する医療機関であり、「協力医療機関」は、新型コロナウイルス感染症の疑似症の要件を満たす患者の受入れを病室単位で行う医療機関である。

重点医療機関には、主に感染症指定医療機関や陽性患者用病床を多数確保可能な医療機関の中から、協力医療機関には、特に救急の患者で感染が疑われる患者の受け入れ先確保の観点と重点医療機関との役割分担等を考慮し、主に二次救急医療機関の中から、それぞれ国の条件を満たす医療機関を指定することとする。

※1つの医療機関内において、陽性患者専用病棟と疑似症患者専用の病室を別に設けることが可能な場合は、両方の指定が可能。

■フェーズ（患者療養数・入院数推移の段階）に応じた病床確保のイメージ



福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和2年7月9日改定)

資料5

福島県

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の概要

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年6月1日(月)から令和2年7月31日(金)

(県内の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえながら

3週間ごとに段階的に緩和)

① 令和2年6月 1日(月)から令和2年6月18日(木)

② 令和2年6月19日(金)から令和2年7月 9日(木)

③ 令和2年7月10日(金)から令和2年7月31日(金)

3. 実施内容

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

「3密」の回避（密集、密接、密閉）やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保などの徹底。

イ 職場における感染対策

時差出勤や在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などの取組を推進。

ウ 移動に関する感染対策

- ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を確認し、3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設等は出来るだけ避ける、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。
- ・継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合は、そうした地域から御家族が帰省する場合は、接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等に基づく感染防止対策の徹底を依頼。

(3) イベント等に関する協力依頼

7月10日以降、屋内・屋外ともに5,000人以下の参加人数とすること。
イベントの主催者等は、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討するなど(参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など)、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、県民に対して外出自粛に関する必要な協力の要請等を行うとともに、施設管理者等やイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

(1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

- ・ 「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避。
- ・ マスクの着用。

※別紙「熱中症を防ぐためにマスクをはずしましょう」を参考に熱中症に注意

- ・ 手洗いなどの手指衛生。

- ・ 人と人との距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m）。

イ 職場における感染対策

- ・ 時差出勤や自転車通勤による人との接触を低減する取組。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進 など

ウ 移動に関する感染対策

- ・ 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出を控えること。
- ・ 県外との往来は、移動先（地域）の感染状況を確認し、3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設等は出来るだけ避ける、マスクの着用などの感染防止対策を徹底するなど慎重に行動すること。
- ・ 継続して感染者が発生しているなど相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合や、そうした地域から御家族が帰省する場合には、接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

外出自粛の段階的緩和（県をまたぐ移動等）

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

時期		外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光	
～5月31日	不要不急の県をまたぐ移動は極力避ける	県外からの観光客の呼び込みは控え、 県内観光から取り組む 観光地において、人と人との間隔を確保	
①6月1日～6月18日	○ 5月25日に緊急事態宣言が解除された 5つの都道府県との不要・不急の往来はできるだけ控える		
②6月19日～7月9日	○		○
③7月10日～7月31日			○ 県外からの観光客の呼び込みを実施 観光地において、人と人との間隔を確保

「移行期間における都道府県の対応について」
(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) を参考に作成

外出自粛の段階的緩和（クラスター発生施設等）

時期		クラスター発生施設等への外出自粛等	
		接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等 (バーやその他屋内運動施設等も含まれる)
～5月31日		業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討	業種別ガイドラインの作成
①6月1日～6月18日			
②6月19日～7月9日		○ 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合には休業要請等を検討	○ 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合には休業要請等を検討
③7月10日～7月31日			

「移行期間における都道府県の対応について」
(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡) を参考に作成

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をすると、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避 密接回避 密閉回避 換気 咳エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控える
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

公共交通機関の利用

- 会話は控える
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控える
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

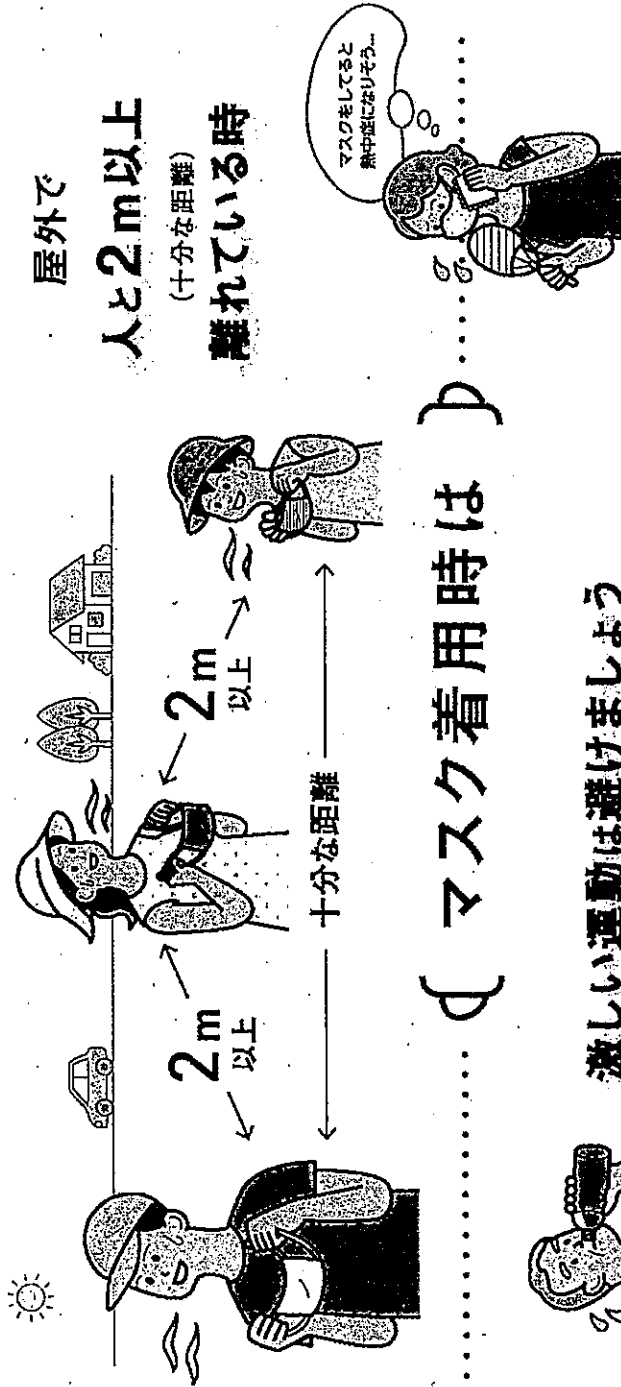
- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない



熱中症を防ぐために

マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに!

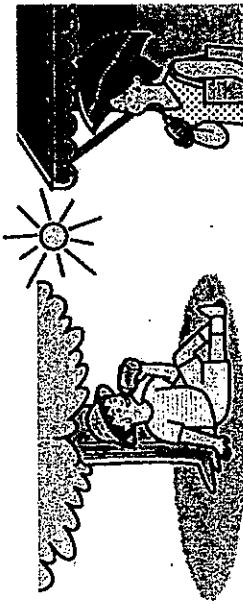


激しい運動は避けましょう
のどが潤いていなくても
こまめに水分補給をしましょう

気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう

☂ 暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れば、外でも日陰へ

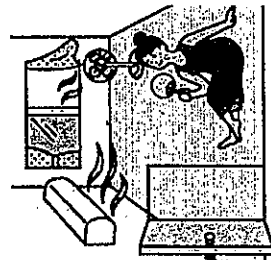


🏠 エアコン使用中も

こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

- 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません



- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する
- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定

🥤 のどが渇いていなくても こまめに水分補給をしましょう

1日あたり
1.2L(約2)を目安に

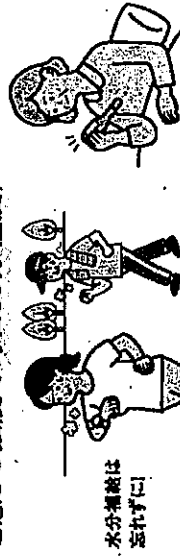
1時間ごとに コップ1杯
入浴前後や起床後も
まず水分補給を

ペットボトル
500mL 2.5本
コップ約6杯

・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

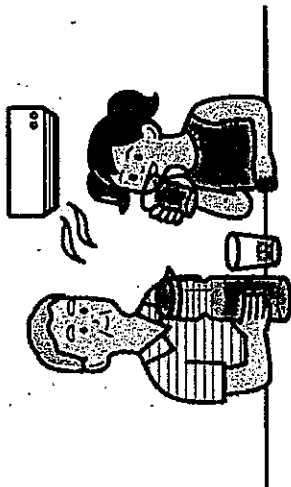
📅 暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度)



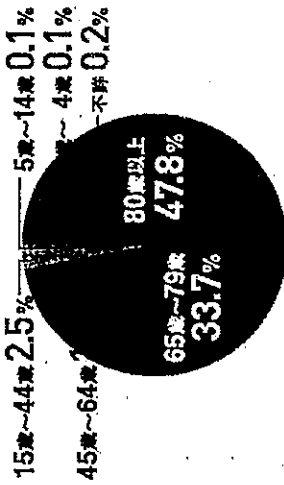
- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養

知っておきたい 熱中症に関する大切なこと



熱中症による死亡者の数は
真夏日(30℃)から増加
35℃を超える日は特に注意!
 運動は原則中止。外出はなるべく避け、
 涼しい室内に移動してください。

■年齢別／熱中症死亡者の割合

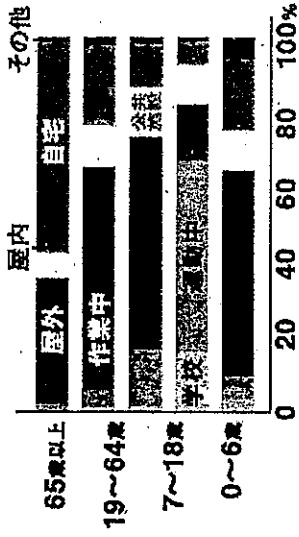


出典：「熱中症による死亡数 人口動態統計2018年」厚生労働省

熱中症による死亡者の 約8割が高齢者

約半数が80歳以上ですが、
若い世代も注意が必要です。

■年齢・発生場所別／熱中症患者の発生割合



出典：「熱中症発生データから見る熱中症被害者の増加」国立環境研究所 2009年

高齢者の熱中症は 半数以上が自宅で発生

高齢者は自宅を涼しく、若い世代は屋外
での作業中、運動中に注意が必要です。

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。
 周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

(2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づき、感染防止対策の徹底を依頼。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

屋外		屋内						
運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 か対人サービ ス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカールーム、シャワールーム 屋内共用施設使用制限	入場人数の制限・滞在 時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で滞 在時間の制限	乗車人数 制限・滞在 時間の制限	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間 隔を空ける (床に印を つける等)	四方を空け た席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）						
衛生 対策 その他	—	マスク着用						
	—	対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	—	共用物品・設備の消毒（ディスプレイの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合)、入場時体調チェック						
	—	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」（令和2年5月4日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を参考に作成

(3) イベント等に関する協力依頼

7月10日以降、屋内・屋外ともに5,000人以下の参加人数とすること。

イベントの主催者等は、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討するなど（参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用など）、感染拡大のリスクを最小限にするための協力を依頼。

【イベント等の開催可否の判断】

①の段階(6月1日から6月18日まで)

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・ 適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じること
- ・ イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ・ 展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずること

②の段階(6月19日～7月9日まで)

- ・ 屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・ 屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

【イベント等の開催可否の判断】

③の段階(7月10日～7月31日まで)

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
 - ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。
 - ・収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であつても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保するという基準を用いることとする。
- (注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合(例えばプロスポーツイベントの選手と観客等)には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合(例えば展示会の主催者と来場者等)には両者を合計した数とする。

【イベントの無観客開催について】

全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等)については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策(例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所における三密回避等)を講ずること。イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催すること(7月10日以後は各段階における上限人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること。)

【祭り等の行事に係る対応】

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。
- ①地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であつて参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策(例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等)を講ずること。
 - ②①以外の行事(全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの)については、中止を含めて慎重に検討すること。

【感染拡大防止に係る重要な留意点】

- ①各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ②イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。
- ③入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ④全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベントの主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

イベント開催制限の段階的緩和（その1）

時期		収容率		人数上限
①6月1日～6月18日	屋内	50%以内		100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m		200人
②6月19日～7月9日	屋内	50%以内		1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m		1000人
③7月10日～7月31日	屋内	50%以内		5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m		5000人

イベント開催制限の段階的緩和（その2）

○イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

時期	コンサート等		展示会等		プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>		お祭り・野外フェス等	
	全国的	地域的	全国的	地域的	全国的	地域的	全国的	地域的
①6月1日～ 6月18日	○	○	○	○	○	○	○	○
	【100人又は50% (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【無観客】 <small>(ネット中継等)</small> *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	○	○
②6月19日～ 7月9日	○	○	○	○	○	○	○	○
	【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	○	○
③7月10日～ 7月31日	○	○	○	○	○	○	○	○
	【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	○	○

(注)どちらから小さい方を限度。他の場合も同様。

「移行期間における都道府県の対応について」

(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を参考に作成

(4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第24条第9項に基づく措置を含め、次により対応する。

ア 外出の自粛等

外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

イ イベント等の開催

催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

ウ 施設の使用制限等

施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

県有施設における大規模イベント等の取扱いについて

令和2年7月9日
危機管理部

- 屋内・屋外ともに5,000人未満のイベント等を目的に使用する貸ホールなどについて、7月10日から新規の予約受付を再開する。
- 施設が行うイベント等については、基本的な感染防止対策に加え、参加者の名簿作成や接触確認アプリの活用を促すなど、あらかじめ感染者が発生した場合の参加者への対応を検討し、感染拡大のリスクを最小限にすること。

